

(予防) 短期入所生活介護 二宮喜樂園 料金表

【ユニット型居室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年6月現在

要介護度 分	区	1日あたりの 単位数	—	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	限	食費(1日)	滞在費(1日)	1割負担利用料金(1 日)	2割負担利用料金(1 日)	3割負担利用料金(1 日)
要支援1		529	/	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階		300円	820円	1,740円	5,216円	5,837円
					第2段階		600円	820円	2,040円		
					第3段階①		1,000円	1,310円	2,930円		
					第3段階②		1,300円	1,310円	3,230円		
					第4段階		1,445円	2,530円	4,595円		
要支援2		656	/		第1段階		300円	820円	1,889円	5,514円	6,284円
					第2段階		600円	820円	2,189円		
					第3段階①		1,000円	1,310円	3,079円		
					第3段階②		1,300円	1,310円	3,379円		
					第4段階		1,445円	2,530円	4,744円		

【短期入所生活介護】

要介護度 分	区	1日あたりの 単位数	—	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	限	食費(1日)	滞在費(1日)	1割負担利用料金(1 日)	2割負担利用料金(1 日)	3割負担利用料金(1 日)
要介護1		704	/	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階		300円	820円	1,946円	5,627円	6,453円
					第2段階		600円	820円	2,246円		
					第3段階①		1,000円	1,310円	3,136円		
					第3段階②		1,300円	1,310円	3,436円		
					第4段階		1,445円	2,530円	4,801円		
要介護2		772	/		第1段階		300円	820円	2,025円	5,786円	6,692円
					第2段階		600円	820円	2,325円		
					第3段階①		1,000円	1,310円	3,215円		
					第3段階②		1,300円	1,310円	3,515円		
					第4段階		1,445円	2,530円	4,880円		
要介護3		847	/		第1段階		300円	820円	2,113円	5,962円	6,956円
					第2段階		600円	820円	2,413円		
					第3段階①		1,000円	1,310円	3,303円		
					第3段階②		1,300円	1,310円	3,603円		
					第4段階		1,445円	2,530円	4,968円		
要介護4		918	/	第1段階		300円	820円	2,197円	6,129円	7,206円	
				第2段階		600円	820円	2,497円			
				第3段階①		1,000円	1,310円	3,387円			
				第3段階②		1,300円	1,310円	3,687円			
				第4段階		1,445円	2,530円	5,052円			
要介護5		987	/	第1段階		300円	820円	2,278円	6,291円	7,449円	
				第2段階		600円	820円	2,578円			
				第3段階①		1,000円	1,310円	3,468円			
				第3段階②		1,300円	1,310円	3,768円			
				第4段階		1,445円	2,530円	5,133円			

※裏面に続く

*表面の料金は、1単位×10,33円(地域区分)で計算されています。

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「滞在費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*食費については(朝食385円、昼食530円、夕食530円)食べられた分のみ請求させていただきます。

*ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*各加算料金については、裏面をご覧ください。

(予防) 短期入所生活介護 二宮喜楽園 料金表

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
長期利用減算	同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して減算を行う	-30円/日	※
	同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して13.6%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。